
日付：2004年 4月15日

提出元：株式会社アッカ・ネットワークス

題名： スペクトル適合性シミュレーションにおけるISDNの収容条件

1. まえがき

本寄書はSMS-09-NTTE-02に対して再度弊社の見解を述べるものである。

2. NTTEの確認事項に対する見解

SMS-09-NTTE-02では、調査したISDN回線のループ抵抗が810オームを越えているとのデータが無く、弊社の指摘（2Wでループ抵抗が810オームを越える場合、通常ISDN回線はカッド内の2対を用いて局給電される）に対する反論には全くなっていない。

SMS-09-ACCA-03R1でも指摘したように、芯線径0.65mm、0.9mmケーブルを用いる配線エリアでは、調べる迄も無く、換算線路長2.7km以遠でもループ抵抗が810オーム以下になりうる。

3. ISDNサービスの契約条件とISDNのカッド内収容

別紙は、総合デジタル通信サービス（ISDN）の契約約款の抜粋である。

回線接続装置（DSU）に対して給電がされることが明示されている。

他方、ISDN（2B+D）デジタル回線終端装置（=接続装置）に関するNTTのテクニカルリクワイアメントでも、ループ抵抗810オーム、給電電流39mAで動作することが要求されている。

また、商用電源停電時でもデジタル電話機1台にはDSUから給電することになっている。

上述のように、NTTはISDN回線（DSU）に局給電の責任があることは明らかである。

2Wではループ抵抗が810オームを越える場合、カッド内の2対を用いて交換機からDSUに対して給電するのが通常の方法である。

従って、0.4ケーブルの場合、ループ抵抗が810オームを越える2.7km以遠ではISDN回線はカッド内の2対を占有することになり、DSL回線へのカッド内干渉源とはなり得ない。

4 . 結論

シミュレーションモデルに0 . 4 mmポリエチレン絶縁ケーブルを用いているのだから、2 . 7 km以遠ではI S D Nをカッド内干渉源とすべきではない。

少なくとも、0 . 4 mmケーブル配線エリアの線路長2 . 7 km以遠に対するスペクトル適合性評価計算ではI S D Nをカッド内干渉源とすべきではない。

以上